

健感発0729第2号
平成23年7月29日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年7月29日厚生労働省令第97号）が平成23年7月29日公布されたところである。

これらの改正等を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号）について、別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、ご了知の上、関係機関に周知願いたい。なお、本改正については、平成23年9月5日から施行する。

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～5 (略)	第1～5 (略)
第6 五類感染症	第6 五類感染症
1～27 (略)	1～27 (略)
28インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	28インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
(1) 定義 (略)	(1) 定義 (略)
(2) 臨床的特徴 <p>上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあつたものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。</p>	(2) 臨床的特徴 <p>上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあつたものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。</p>
(3) 届出基準（インフルエンザ定点における場合）	(3) 届出基準
ア 患者（確定例） <p>指定届出機関（インフルエンザ定点）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、①のすべてを満たすか、①のすべてを満たさなくても②を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p>	ア 患者（確定例） <p>指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、④のすべてを満たすか、④のすべてを満たさなくても⑤を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p>
イ 感染症死亡者の死体 <p>指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、①のすべてを満たすか、①のすべてを満たさなくても②を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p>	イ 感染症死亡者の死体 <p>指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、④のすべてを満たすか、④のすべてを満たさなくても⑤を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p>

①届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

- | |
|---------------|
| ア 突然の発症 |
| イ 高熱 |
| ウ 上気道炎症状 |
| エ 全身倦怠感等の全身症状 |

②届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液

（4）届出基準（基幹定点における場合）

ア 入院患者

指定届出機関（基幹定点）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、（3）①のすべてを満たすか、（3）①のすべてを満たさなくても（3）②を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した患者のうち、入院をしたものについて、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

29～43（略）

第7（略）

別記様式1～5（略）

別記様式7-1～7-2（略）

（4）届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

- | |
|---------------|
| ア 突然の発症 |
| イ 高熱 |
| ウ 上気道炎症状 |
| エ 全身倦怠感等の全身症状 |

（5）届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液

29～43（略）

第7（略）

別記様式1～5（略）

別記様式7-1～7-2（略）

別記様式 7-2 (2)

別記様式7-2(2)

感覚症発生動向調査(基幹定点)
(インフルエンザによる入院患者の報告)

週報

インフルエンザによる入院患者が少ない場合は、〇を記入してください。

調査期間 平成 年 月～ 年 月 日

医療機関名

ID番号	性別	年齢 (0歳以上)	入院時の状況					調査
			ICU入室	人工呼吸器 の利用	陽性判定結果 (平定きむ)	陽性判定結果 (不定きむ)	陰性判定 (平定きむ)	
1	男・女							
2	男・女							
3	男・女							
4	男・女							
5	男・女							
6	男・女							
7	男・女							
8	男・女							
9	男・女							
10	男・女							
11	男・女							
12	男・女							
13	男・女							
14	男・女							
15	男・女							

<記入上の注意>

- インフルエンザに罹患し、入院した患者(跡跡の感染を含む)を報告してください。
- 入院中の患者対応についても、該当する項目欄の全てに〇を記入してください。

別記様式 7-3～7-7 (略)

別記様式 7-3～7-7 (略)